

宿泊約款

第1条（適用範囲）

1. HOTEL THE MADDO（以下、当施設といいます）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で別途特約を定めたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名および固定電話番号（又は携帯電話番号）
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（申込時に確認したもの・原則として別表第1の基本宿泊料による）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条、第12条および第13条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室により当施設の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (6) 宿泊しようとする者が当施設もしくは当施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (8) 宿泊しようとする者が、この約款の規定を遵守しないことが明らかなきとき、又は予約時のキャンセル規定・支払い規定を遵守しないことが明らかなきとき

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻

が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当施設の契約解除権）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 第2条第1項の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき
 - (2) 第3条第2項の申込金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 第5条(3)から(8)までに該当したとき
 - (5) 都道府県条例の宿泊拒否の事由に該当するとき
 - (6) 消防施設等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約等に従わないとき
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。ただし、解除事由が第5条第1項(4)に該当したことによるときは、宿泊サービス等の料金の全部または一部がお支払済みであった場合でも返金等は一切いたしかねます。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客には、当施設チェックイン時に、次の事項について申し出等をしていただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び固定電話番号（又は携帯電話の番号）
 - (2) 本人確認として、免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポートのいずれかの提示、必要に応じコピーをいただく場合があります。
 - (3) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - (4) 出発日および出発予定時刻
 - (5) その他当施設が必要と認める事項

第9条（当施設の使用時間）

1. 宿泊客が当施設を使用できる時間は、当施設の規定に準じます。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用を認めることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第 10 条 (利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が別途定めた施設利用規約に従っていただきます。

第 11 条 (料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、クレジットカード又は通貨、当施設が認めた宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時に行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条 (当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設の設備の故障等によって、一部利用不可となった場合、その故障個所が施設の利用に及ぼす客観的な影響の程度に応じて、宿泊料の一部を後日返金することがあります。ただし、その故障等が当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 13 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、既に受領した宿泊料金を宿泊客に返金することにより、宿泊客に対する損害賠償に代えるものとします。

第 14 条 (宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 14 日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。
2. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとし、
3. 貴重品・所持品の管理保管について、貴重品、高価な持ち物は当施設利用者宿泊客ご自

身で管理をお願い致します。当施設利用者宿泊客が持ち込まれたこれらの品物、現金において当施設の故意または過失がない限り、滅失・毀損などの損害が生じても当施設は責任を負いかねます。

4. 美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

第 15 条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 16 条（宿泊客の責任）

2. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 17 条（免責事項）

3. 当施設内からのパソコン、携帯電話等を利用したインターネット、メールなどの通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。当該通信のご利用中にシステム障害、電波障害、停電その他の理由により、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いかねます。また、当該通信のご利用に際して当施設が不適切と事前または事後に判断した行為により、当施設または第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② その他の利用料金
	税金	消費税等法令により規定される諸税

備考1 基本宿泊料は当施設ホームページに掲示する料金表によります。

- 2 当施設では子供も大人料金と同一になりますが、寝具及び食事を提供しない6歳未満の子供については、料金をいたしません。ただし、季節・宿泊プランにより子供料金を設定することがあります。この場合、適切な方法をもってお知らせします。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数						
一般	大人12名まで 小人3名まで	100%	100%	80%	30%	10%

(注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。